

ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア 活動実施要領

1 ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアについて

ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアとは、旭川市ごみのポイ捨て禁止条例で示している「清潔で美しいまちをつくり、もって快適な生活環境を確保すること」を目的に、ごみのポイ捨てや歩きたばこを防止するための啓発活動等を自主的に行う市民活動団体等のことです。

2 登録申請について

ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアの活動をしていただくには、あらかじめ、市に申請書（様式第1号）を提出していただく必要があります。

また、登録事項に変更があった場合は、変更届（様式第3号）を提出してください。

3 活動内容について

ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアは、次の4種類の啓発活動のうち、いずれか1つ以上の活動を行ってください。

（1）ごみ拾い実践活動

ポイ捨てされたごみを拾うことで、まちをきれいな状態に保つとともに、ごみを拾う姿を見せることでポイ捨てしづらい環境をつくる活動です。

※ごみ拾いで回収したごみは、市が提供する地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋に入れて、原則として、市民ボランティアが持ち帰り、各々が通常使用しているごみステーションに排出してください。

（2）旭川市ごみのポイ捨て禁止条例の周知活動

旭川市ごみのポイ捨て禁止条例が平成9年に制定されていることや、条例で定められた「目的」や「市民等の責務」の内容について周知してください。

※条例の抜粋は別紙のとおり

（3）ごみのポイ捨て防止に関する啓発活動

ごみのポイ捨ては、ごみの適正処理を他人に押し付ける行為であるとともに、まちを汚す違法行為であることを周知し、清潔で美しいまちをつくっていくためには、一人ひとりの協力が必要であることを呼びかけてください。

（4）歩きたばこ防止に関する啓発活動

歩きたばこは、吸い殻のポイ捨てを誘発することを周知し、喫煙の際は周囲に配慮するよう呼びかけてください。

4 活動期間について

ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアの活動期間は次のとおりです。

（1）毎年度5月から11月までの7か月間とします。

（2）年度の途中で登録した場合の初年度については、登録のあった月から11月までの期間とし、翌年以降は（1）のとおりとします。

5 活動回数について

ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアとしての活動回数は、次のとおりです。

- (1) 毎年度4回以上実施してください。
- (2) 年度の途中で登録した場合の初年度の活動回数は、次の表に掲げる回数を実施してください。

登録月	登録初年度の活動回数
5月	4回以上
6月	3回以上
7月	3回以上
8月	2回以上
9月	2回以上
10月	1回以上
11月	1回以上

6 活動区域について

ごみのポイ捨て等市民ボランティアとしての活動は、次に掲げる場所で実施してください。

- (1) 旭川平和通買物公園を含む市中心部
- (2) 不特定多数の市民等が滞在又は往来する場所で、2の(1)から(4)までの活動が可能な場所

7 活動届の提出について

3の(1)から(4)までの活動を行うときは、あらかじめ市に活動届(様式第4号)を提出してください。

8 年間活動状況報告について

活動期間中に実施した活動内容について記録しておき、毎年12月末日までに年間活動状況報告書(様式第5号)を提出してください。

9 活動支援について

ごみのポイ捨て等市民ボランティアが啓発活動を行う場合、市は次に掲げた支援を可能な範囲で行います。

- (1) 啓発用のぼりの貸出し(要返却)
- (2) 啓発用ジャンパーの貸出し(要返却)
- (3) ごみ拾い用火ばさみの貸出し(要返却)
- (4) 地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋の提供(返却不要)

※(1)から(3)までは数に限りがあるため、市民ボランティアの活動が重なった場合に貸出しができないか必要な数が行き渡らない場合があります。

※貸出しの数量を把握する必要もあるため、7で記載した活動届の提出が必要です。

10 登録抹消について

ごみのポイ捨て等市民ボランティアとしての活動を廃止(一時的な中止ではなく、活動そのものを止める場合)しようとするときは、登録抹消届(様式第6号)を提出してください。